

国外におけるギャンブル等依存症対策の実態調査 各国比較表

令和8年3月

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社

(WIPジャパン株式会社)

8 国（州）の比較表				
項目		イギリス	フランス	ドイツ
ギャンブル市場の概要				
	市場規模	3 兆1,261億円（GGY - 2024年） ※GGY：ゲーミング総粗利	2 兆4,000億円（GGR - 2024年） ※GGR：ゲーミング総粗利	2 兆3,564億円（GGR - 2023年）
	ギャンブル種別（市場シェア）	カジノ（33.4％）、ベッティング（31.1％）、宝くじ（国営含む）（26.1％）、ビンゴ（5.1％）、アーケード（店舗型）（4.2％）	宝くじ（41.4％）、カジノ（19.4％）、競馬（14.5％：オンラインを含む）、スポーツベッティング（8.4％）、オンラインポーカー（3.5％）	現金ゲーム機（33.0％）、カジノ（23.1％）、スポーツベッティング（18.9％）、宝くじ（15.9％）、バーチャルスロット/オンラインポーカー（9.0％）、競馬（0.1％）
	オンライン比率	1 兆3,796億円（宝くじを除く） 約60.0％（インターネットを含む遠隔通信利用の比率）	4,470億円 約18.6％ ※ オンラインカジノは違法	2,121億円 約9.0％（オンラインスポーツベッティング、オンラインカジノは含まない）
ギャンブル依存症対策の実施体制				
	規制当局	ギャンブル委員会（GC）	国立賭博局（ANJ）	各州規制当局（店舗型ギャンブルの規制・監督）、州合同賭博管理局（GGL）（オンラインギャンブルの規制・監督）
	保健当局	国民保健サービス（NHS）（保健・公的扶助省（DHSC）が管轄）	フランス薬物・依存症動向監視センター（OFDT）	ギャンブル依存症州調整センター（各州の公衆衛生当局が設置）、連邦保健省（BMG）（国家レベルの啓発活動を担当）
	主な民間団体	GambleAware（2026年3月活動停止予定）、GamCare	問題ギャンブル研究・予防協会（ARPEJ）	ドイツ依存症問題センター（DHS）、ギャンブル依存症専門協会（FAGS）
具体的な依存症対策				
	事業者の対策義務	・ 四半期報告書提出及び当局への情報提供 ・ 未成年者・脆弱者の保護 ・ 未成年者のギャンブル防止を目的とした従業員研修の実施 ※ ライセンス条件及び行動規範（LCCP）内の「社会的責任規範（SR code）」に規定され、全事業者が対象	・ 依存症対策の年次行動計画をANJに提出し、承認及び改善指示を受ける ・ ギャンブル問題を抱える人からの収益依存度を低下させる構造改善と実績報告 ・ 問題ギャンブル予防と未成年者保護に関する全従業員研修の実施	・ 社会的責任策（ソーシャルコンセプト）の策定及び2 年ごとの報告 ・ 国家賭博監督システム－LUGAS接続による利用データ共有及び依存症の早期発見 ・ 依存症対策の専任責任者や従業員研修等、予防体制構築と対策実施
	自己排除システム	・ 全オンライン事業者に接続を義務付けた一括自己排除システム（GAMSTOP）（民間事業者が運営） ・ 店舗型施設における業態別一括自己排除システム（民間事業者が運営） ※ 第三者申請制度はない	・ ANJが管轄する全ギャンブルが対象の自己排除システム（Interdiction volontaire de jeux d'argent）：3年間有効、更新制（ANJが運営） ※ 第三者申請制度はない（ギャンブル禁止申請は本人（または後見人）に限定）	・ 全国一斉の排除登録システム（OASIS）：オンライン・店舗型を問わず全業態に適用される義務的制度（ヘッセン州ダルムシュタット行政庁が運営） ・ 家族や事業者等の第三者による排除も可能 ※ 第三者が申請する場合には、該当者の債務超過（銀行の証明書等）や依存リスク（医師の診断書等）の提出が必要
	金銭的制限	・ クレジットカードの利用は全面禁止 ・ ATMの設置制限（店舗型のカジノ、ビンゴ、アーケード、ベッティング事業者は、ギャンブルを中断しないと利用できない場所へ設置） ・ 簡易的な財政的脆弱性チェックの実施 ・ 財政的脆弱性評価パイロットプロジェクト（実装に向け検証中）	※ クレジットカードの利用禁止規定はない ※ カジノ施設内のATM設置規制はない	・ オンラインギャンブルでは、賭け金上限（月1,000ユーロ）、多重プレイ禁止、スロット 1 回の賭け金上限（1 ユーロ） ※ クレジットカードの利用禁止規定はない ※ カジノ施設内のATM設置規制はない
	広告	・ 夜 9 時前のスポーツ生中継時におけるギャンブル広告の放送禁止 ・ オンラインギャンブル事業者のダイレクトマーケティングに対する利用者事前同意取得義務	・ 全ての広告への警告メッセージ、ヘルプライン番号、専用リンクの表示義務 ・ 未成年者向け番組・SNS・サイトにおけるギャンブル広告の出稿全面禁止	6 時～21 時の間、放送やネットでのバーチャルスロット、オンラインポーカー、オンラインカジノの広告を禁止
	教育・啓発	GambleAwareによるキャンペーン（依存症への認識向上や経験者の実体験も踏まえた啓発素材作成）	Opera プログラム（16～19 歳を対象とした、全国展開の体系的予防教育）	・ 「全国ギャンブル依存症対策デー」・「予防の日」の開催 ・ 学校・家庭向け啓発プログラム開発等、官・産・民連携による啓発活動

8 か国（州）の比較表

項目		アメリカ・マサチューセッツ州	アメリカ・ニュージャージー州	マカオ
ギャンブル市場の概要				
	市場規模	約2,884億円（GGR－2025財政年度） ※ カジノ及びスポーツベッティングの総計	約 9,324億円（GGR－2024年） ※ カジノ及びスポーツベッティングの総計	4兆1,822億円 （GGR－2024年）
	ギャンブル種別 （市場シェア）	カジノ（約61.3%）・スポーツベッティング（約38.7%）・競馬・宝くじ・チャリティゲーム	カジノ（店舗型約44.7%、オンライン約37.9%）、スポーツベッティング（約17.4%）、競馬、宝くじ、チャリティゲーム	カジノ（約99.7%）、宝くじ（約0.03%）、スポーツくじ（約0.27%）
	オンライン比率	約1,108億円 約38.4% ※ オンラインカジノは違法	約5,100億円 約54.8%	なし
ギャンブル依存症対策の実施体制				
	規制当局	州ゲーミング委員会（MGC）、州宝くじ委員会（MSLC）	州カジノ管理委員会（CCC）、ゲーミング法執行部門（DGE）、州レース委員会、州宝くじ委員会	博彩監察協調局（DICJ）
	保健当局	問題ギャンブルサービス事務所（OPGS）	人間サービス局精神保健・依存症サード部門局（DMHAS）	社会工局（IAS）「志毅軒」
	主な民間団体	州問題ギャンブル予防エクセレンスセンター（MCOE-PGP）、マサチューセッツ州ゲーミングと健康に関する評議会（MACGH）	州強迫性ギャンブルリング協議会（CCGNJ）	聖公会やカリタス等のNGOによる専門カウンセリングと家族支援
具体的な依存症対策				
	事業者の対策義務	・責任あるゲーミングプランの作成・進捗状況の報告 ・第三者機関であるGameSenseスタッフのカジノフロア常駐（相談対応） ・プレイ課金ツール（PlayMyWay）の提供 ・従業員教育 ・研究協力	・内部統制プランの提出（オンラインのみ） ・責任あるゲーミング担当責任者の配置 ・従業員教育 ・相談窓口連絡先の掲示（広告、プラットフォーム上、またはカジノ施設内） ・データ活用 ・ジオブロッキング（オンラインのみ）	・RG（責任あるギャンブル）計画の策定 ・社内担当部署設置 ・従業員研修 ・カジノフロア等へのRG（責任あるギャンブル）キオスクの設置
	自己排除システム	・自主的自己排除システム（Voluntary Self-Exclusion：VSE）（MGCが管理） ※ 第三者申請による排除制度の導入を検討中	・自己排除制度（Self-Exclusion）：排除期間は1年、5年または終身の選択制（DGEが管理） ※ 競馬はレース委員が所管しているが、DGEへの登録申請も可能 ※ 第三者申請制度はない	本人申請（自己排除）と家族申請（第三者排除）を法的制度化（DICJが管理） ※ 第三者が申請する場合には、本人の署名同意書、身分証明書、証明写真の提出が必要
	金銭的制限	・クレジットカードの利用は禁止 ・カジノフロア内でのATM設置制限（ゲーミングエリアから15フィート（約4.5m）以上）	・オンラインカジノアカウントの一時停止措置 ・カジノ口座入金手段の限定（現金やカジノチェック等） ※ クレジットカード利用規制はない ※ カジノ内ATMからの出金制限に関する規則を整備中（2026年 1 月現在）	・「不法賭博犯罪法」による違法両替や高利貸し（闇金）の規制 ・カジノ内のATMは、金融管理局（AMCM）及び治安当局の監督・指導の下で設置、管理（利用時の顔認識本人確認、一回引出上限及び日次限度額の設定が必要） ※ クレジットカード利用規制はない
	広告	・21歳未満を対象とした広告・マーケティングの禁止	・未成年者や脆弱層を対象としないことや、ホットライン情報の明示等を義務付け	未成年対象広告の禁止及び学校・病院周辺での掲示制限
	教育・啓発	・若年層向け依存症予防プログラムの実施	・毎年3月を「責任あるギャンブル啓蒙月間」と定め、キャンペーンを実施	・幼稚園から高校までの段階的金融教育と官民学連携による大規模な啓発活動 ・カジノ事業者や支援団体に対する当局の「責任あるギャンブル実行模範事業者」認定制度

8 か国（州）の比較表				
項目		オーストラリア・連邦政府	オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	オーストラリア・ビクトリア州
ギャンブル市場の概要				
市場規模	3兆784億円（支出額-2024財政年度） ※支出額：プレーヤーの純損失額（GGRに相当）		1 兆2,778億円（支出額-2024財政年度） 豪州全体の3兆784億円のうち約41%に相当 ※支出額：プレーヤーの純損失額（GGRに相当）	7,110億円（支出額-2024財政年度） 豪州全体の3兆784億円のうち約23%に相当 ※支出額：プレーヤーの純損失額（GGRに相当）
ギャンブル種別 （市場シェア） ※全豪	ゲーミングマシン（主にポーカー）（50%）、賭け（競馬・ハーネスレース・ドッグレース・スポーツベッティング）（27%）、カジノ（11%）、クジ（10%）、キノ（1%）、インタラクティブ・ギャンブル（IG）（レーシング、スポーツベッティング、クジ、キノ）（0.1%） ※オンラインカジノは違法			
オンライン比率	※統計上のIGの支出額はほぼゼロ。			
ギャンブル依存症対策の実施体制				
規制当局	オーストラリア通信・メディア庁（ACMA）		NSW州酒類・ギャンブル局（L&G NSW）、独立カジノ委員会（NICC）、独立酒類・ギャンブル規制機関（ILGA）	ビクトリア・ギャンブル・カジノ管理委員会（VGCCC）、司法・地域安全保障省（DJCS）
保健当局	社会サービス省（DSS）		NSW州責任あるギャンブル局（NSW ORG）	VIC州保健省ギャンブル弊害予防・対応ユニット（GHPRU）
主な民間団体	ギャンブル依存・被害者支援を国・州レベルで提供する団体への支援		GambleAwareプロバイダー（NGO・民間専門クリニック・大学付属の臨床センター等が連携しカウンセリング等のサービスを提供）	Gambler's Help（州政府が資金提供するNGO・臨床機関等がカウンセリング等の支援を提供するネットワーク）
具体的な依存症対策				
事業者の対策義務	・ギャンブル活動報告書の提出 ・一貫した注意喚起メッセージの提供 ・IG事業者のスタッフ研修		・ギャンブル運営管理計画（GPOM）の策定 ・事案記録簿（GIR）の策定・管理 ・利用者への依存症対策支援サービス等に関する情報提供 ・責任あるギャンブル担当者（RGO）の配置 ・責任あるギャンブル提供のためのスタッフ研修	・責任あるギャンブル行動規範の策定・実施 ・責任あるギャンブル記録簿（RGR）の記録・維持 ・新規スタッフ研修 ・啓発資料の提供 ・年齢確認・未成年保護 ・YourPlayの周知・促進・利用支援
自己排除システム	・IGの全国一括自己排除制度（BetStop）（ACMAが運営） ※ 民間受託事業者が登録システムの構築・運営、データ管理等を請負 ※ 第三者申請制度はない		・自己排除システムの全施設での導入義務（事業者が提供し、L&G NSW（ホテル・クラブ）・NICC（カジノ）がそれぞれ監督） ・第三者による申請はカジノ限定で可能 ※ 申請後、カジノ事業者が調査し判断	・自己排除システム（Self-Exclusion Program：SEP）の全施設での導入義務（事業者が提供し、VGCCC（ホテル・クラブ・カジノ）が監督） ・第三者による申請はカジノ限定で可能 ※ 申請後、カジノ事業者が調査し判断）
金銭的制限	・IGにおけるクレジットカードとデジタル通貨による決済の利用禁止 ・クレジット提供の禁止 ・ペイデイ・レンダー（短期貸付業者）規制 ・インセンティブ付与の制限 ・口座閉鎖の容易性の確保 ・任意のオプトアウト型事前コミットメント制度		・クレジットカードの利用は全面禁止 ・ATMの設置制限（ゲーミングエリア出入口から半径5m以内及びゲーミング機器やゲーミングエリアが視認出来る場所への設置禁止） ・キャッシュレスゲーミングの導入検討中 ・ギャンブル促進誘因の制限	・クレジットカードの利用は全面禁止 ・ATMの設置制限（ゲーミングエリアへの設置禁止）及び引出上限設定（1回200ドル） ・カード式プレイ・事前コミット制度（YourPlay）の段階的導入（カジノは導入済み）
広告	・ライブスポーツ中継や子ども向け番組での広告規制		・ゲーミングマシン関連の広告媒体・設置場所の規制（外部から視認または聴取可能なもの及びATM・EFTPOS 近傍の看板の規制など）	・ギャンブル施設のゲーミングエリア外でのゲーミングマシン関連広告・看板掲示禁止 ・公共機関・車両・公道上での広告禁止
教育・啓発	・Gambling Help Onlineの公式HPで啓発・情報リソースを提供		・学校向け弊害予防キャンペーン：12-18歳対象の教育資料提供	・Love the Game Sporting Club Program：スポーツベッティングの日常化を防ぐ啓発活動